

の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第十八条の四第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合について準用する。

第二十条の次に次の二条を加える。

(屋外広告業者監督処分簿)

第二十条の二 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を屋外広告業者監督処分簿に記載しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、屋外広告業者監督処分簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(立入検査等)

第二十条の三 知事は、屋外広告業者の登録に関する事務の適正な実施を確保するため必要があるときは、秋田県の区域内で屋外広告業者を営む者に対して、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第二十一条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第二十二条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「又は第四条」を削り、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「並びに同条第九項」を「、同条第四項並びに同条第十項」に改め、同項第四号中「第六条第六項」を「第六条第七項」に改める。

第二十三条第一項中「十五人」を「十一人」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、「知事」を「、知事」に改め、同項第一号中「を有する」を「のある」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(手数料)

第二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一 この条例の規定による許可を受けようとする者 別表に定める額

二 第十八条第一項の登録又は同条第三項の更新の登録を受けようとする者 一万円

三 第十九条第一項の講習を受けようとする者 四千円

2 手数料は、許可若しくは登録の申請又は受講の申込みがあったときに、徴収する。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「(昭和二十三年法律第九十四号)第六条の届出を経た政党、協会その他の団体が、」

を「第六条第一項の規定による届出をした政治団体が、政治活動に係る」に改め、「はり札」の下に「広告旗」を加え、「表示する」を「表示し、又は設置する」に改める。

第二十九条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第十八条第一項又は第三項の登録を受けた者

三 第二十条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十条の前の見出しを削り、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第十八条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十八条の九第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第三十条第七号を削る。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十条の三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十三条中「前三条」を「第二十九条の二から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十八条の七第一項の規定による届出を怠つた者

二 第十八条の十の規定による標識の掲示をしない者

三 第十八条の十一の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
附則に次の一項を加える。

5 秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第三十四号)の施行の日から平成十七年六月三十日までの間に市町村の廃置分合

が行われた区域のうち、当該廃置分合前において第四条の規定による許可を必要としない区域（第三条第一項に規定する地域又は場所を除く。）であった区域については、同日までの間、第四条の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項第三号の改正規定 平成十七年四月一日

二 第三条第一項第一号の改正規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。）及び同号の次に二号を加える改正規定 景観法（平成十六年法律第百十号）附則ただし書に規定する日

三 第四条の見出し及び同条第一項の改正規定、第七条の改正規定（「及び第四条」を削る部分に限る。）、第十七条の改正規定（「、第四条」を削る部分に限る。）、第十七条の二第一項の改正規定（「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める部分を除く。）、第十八条の改正規定、同条の次に十条を加える改正規定、第二十条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十二条第二項第一号の改正規定、第二十六条の改正規定、第二十九条の次に見出し及び一条を加える改正規定、第三十条の前の見出しを削る改正規定、同条第五号及び第六号の改正規定、同条第七号を削る改正規定、第三十一条及び第三十三条の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに次項から附則第五項までの規定 平成十七年七月一日

（経過措置）

2 前項第三号に掲げる改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）第四条の規定による許可を必要としない区域（改正前の条例第三条第一項に規定する地域又は場所を除く。）において現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、平成十七年七月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の秋田県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定は、適用しない。

3 附則第一項第三号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の条例第七条の規定の適用を受けている広告物又は広告物を掲出する物件（改正前の条例第四条の規定による知事の指定に係るものに限る。）については、改正前の条例第七条の規定は、なおその効力を有する。

4 附則第一項第三号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の条例第十八条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から六月間（この期間内に改正後の条例の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、改正後の条例第十八条の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その期間内に改正後の条例の規定による登録の申請があった場合において、その期間の満了の日までにその登録の申請に対する処分がされなるときは、その登録の申請に対する処分がされるまでの間も、同様とす

る。

5 附則第一項第三号に掲げる改正規定の施行の際現に改正前の条例第二十條第一項の講習会修了者等である者は、改正後の条例第十八條の九第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

6 この条例(附則第一項第三号に掲げる改正規定にあっては、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十五号

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

秋田県立都市公園条例(昭和五十年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八條」を「第十二條」に、「第九條―第十五條」を「第十三條―第二十條」に、「第十六條―第十八條」を「第二十一條―第二十三條」に改める。

第十八條を第二十三條とし、第十七條を第二十二條とする。

第十六條中「一に」を「いずれかに」に改め、同條を第二十一條とする。

第三章中第十五條を第二十條とし、第十四條の二を第十九條とする。

第十四條中「第九條第一号」を「第十三條第一号」に、「第十條」を「第十四條」に改め、同條を第十八條とし、第十條から第十三條までを四條ずつ繰り下げる。

第九條第六号中「前條第一項」を「第八條第一項」に改め、同條を第十三條とする。

第二章中第八條の次に次の四條を加える。

(除却した工作物等の保管に係る公示事項)

第九條 法第二十七條第五項の條例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

- 三 保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(除却した工作物等の保管に係る公示の方法等)

第十条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。
- 2 知事は、保管した工作物等に係る一覧簿を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第十一条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等の売却の手續)

第十二条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第二中「第十条」を「第十四条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十六号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例(昭和四十三年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

4 平成二十二年三月三十一日までの間に行われる市町村の廃置分合の日(第一号及び次項において「廃置分合の日」という。)前から継続する道路の占用で同日以後に当該廃置分合により占用物件の所在地の区分が町村から市となるもの(同日以後に占用の期間を更新するものを含む。以下「継続占用」という。)に係る同日の属する年度の翌年度(同日が年度の初日である場合は、同日の属する年度。以下同じ。)以降の各年度の占用料の額については、第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該占用料の額とする。

一 廃置分合の日の属する年度の翌年度 占用物件の所在地の区分を町村とみなして第二条の規定を適用して算定した当該継続占用に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

二 前号に掲げる年度の翌年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に一・一を乗じて得た額

5 継続占用を行う電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業者(以下「電気事業者等」という。)から県が徴収する廃置分合の日の属する年度の翌年度以降の各年度の占用料(当該廃置分合の日の属する年度の最後の廃置分合の日から当該年度の末日までに占用を開始した物件に係るものを除く。)は、当該電気事業者等において占用の許可の申請に係る業務を行つている事業所(以下単に「事業所」という。)ごとに算定するものとし、その額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、当該事業所における前年度の占用料の額に一・一を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該事業所における当該電気事業者等の占用物件(当該廃置分合の日の属する年度の最後の廃置分合の日から当該年度の末日までに占用を開始したものを除く。)について同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額の合計額を超える場合は、当該合計額とする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月十八日

秋田県条例第三十七号

秋田県知事 寺 田 典 城